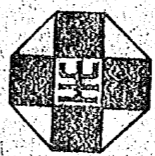


Title	穂積博士の隠居論を読む (其五、完結)
Sub Title	
Author	福田, 徳三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.10 (1915. 10) ,p.1077(1)- 1098(22)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19151001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

營經家河古



博愛生命保險株式會社

一當會社ハ創業茲ニ貳拾四年デアリマシテ殊ニ大正元年秋古河家經營ニ移リテ以來目醒シキ發展ヲ致シテ居リマス

一當會社ハ株式ト相互組織トノ特長ヲ採リ古河家ノ信用ニヨリテ營マレテ居リマスカラ會社ノ基礎ノ健全ナルコトハ一點疑フノ餘地ガアリマセン

一當會社ノ保險料ハ安ク保險金ノ支拂ハ確實迅速デアリマス

社長 男爵 中島久萬吉
 專務取締役 小原元美
 專務取締役 鈴木仁造
 常任監査役 安達

電話員本局一八五六、五二五〇、二二八七番
 振替貯金口座 東京一七一七番

本店 東京市日本橋區本町四丁目十五、十六番地
 支店 大阪市東區本町一ノ二、三(電長本局二三三二番)

一當會社ハ利益配當付保險ヨリ生ズル利益金ノ半分以上ヲ毎年積立テ置キマシテ五年目毎ニ分配ヲ致シマス

一當會社ハ保險證券ヲ擔保トシテ低利ノ御融通ヲ致シマス

一生命保險ハ遠キ將來ノ安心ヲ託スル處デスカラ會社ノ善惡ヲ查ブルコトガ最も大切デアリマス

三田學會雜誌 第九卷第十號

論 說

穗積博士の隱居論を讀む (其五、完結)

福田 徳三

目 次

- 十 我邦武士の隱居制度
- 十一 養老金制度と生存權の繼承
- 十 我邦武士の隱居制度

予は豫め三個の命題を立て著者の所論を考査することとしたり。而して以上論

する所により其第一と第二とに就きては粗ほ所懐を開陳し得たり。殘る所は第三の命題即ち著者は其打立てたる一般原則を其欲せし如く我邦の隱居制度に應用して成效したりしや否や是なり。然るに上來論ずる所により著者の打立つるを試みたる一般原則其ものは未だ今日に於て之を其儘に受け納るゝ能はず。殊に著者が主題の一とせし獨逸の隱居制度なるものは極めて特殊なる經濟上の事情に基くものにして如何なる意味にても直ちに之を一般化することの可能を悟る能はざることを見せし得たり。信ずれば第三の命題は既に半は否定的に答へられたりと斷せざる可からず。中田博士は其隱居論評に於て(國家學會雜誌二十九の六號九)「博士は最後論に於て日本の隱居制を例示されたり然れどもこれに就ては博士は明白に棄老俗との因縁を絶ち支那より繼受せる致仕の制度に因するものと論斷されたり。博士は己に我日本の隱居制に於て此制度が何等棄老俗と系統上の關係なくして獨立の原因より發生し得べきものなるを認識する果して然らば食老、老、棄老、退老の四現象が相次で發現せる或る一又は數多の民族の隱居制と雖も必ずしも其關係を棄老俗に發せしものなりと推論することを得ざるべし」と云はれたれば隱居制は棄老俗に此點に關して論ぜんとする所は殆んど全部を削除したり。故に予は茲に唯一箇の點をあげて論ずるに止めんとす。即ち日本の隱居制度は著者の一般原則を立證せず却て以上獨逸の隱居制度に於て見たる所に粗ぼ均しき特殊事情が隱居制度を發源し

之を維持する一事を證明すること。是れなり。此は既に著者も獨逸には農民間に隱居制度の普及するに我邦にては武士の階級に多く之を見る所以を指摘して暗示を與へたる所なり。然るに惜哉著者は這箇絶好の題目を捉へ乍ら之を考査すること寧ろ甚だ單純に膂力を要す云々の一事を以て解説し盡し得可しとしたり。獨逸に就ては此說の容易に裏書し得可きものにあらざると前節に於て之を示したる所なるが我邦武士の隱居制度に就ても單純なる勞力説は其起源をも其普及の理由をも十分に説明し盡さざるものゝ如し。太陽九月號三浦博士論文(六九頁)に曰く「武五十歳以上に達して膂力稍衰ふると共に或事に服するに耐へずして直ちに隱居するの必要を生じたれば隱居年齢の低下は自然の勢なり」とは隱居論の所説なるが武家社會の複雑なる事情はしづかに相違なきも平時武術の修養は老後に至るも氣力旺盛にして體力の強健を必要とするに相違なきも文武の如く速かならざるを保し難し(略)且つや武官なりとて日夕唯戎事に従ふものにあらず云云

予は今單に著者所説の當否を論ずることを敢てせず。予は其事を遺憾なく考究する資格も材料も之を有せず。然れども之れを經濟上の立場より考ふるに假令武士は戸主として兵役の義務を有し膂力強健なるを要したりとて其れのみにて隱居制度が起り又た普及したりとは餘りに簡易の説明にして永き間此くの如き重

要を保ちたる隠居制度の真相を明かにするに足らざるが如し。他の事情は今論せず。單に經濟上より見るときは我邦武士の制度に特殊の經濟的原因ありて隠居制度を永く繼續せしめたるものゝ如し。而して其特殊事情の特殊たるは恰も獨逸農民隱居制度の特殊なるが如きにあらざるが。即ち領主は武士に知行を與へ其知行は一は splendor familiae を維持する所以たること。共に一は武士の經濟的存在を確保する所以たり。武士は何等經濟的勞働に従事することなし。彼が其家計を維持し其 *trastationsfähigkeit* を損傷せざるを得るは知行を有するが爲なり。此意味にての知行を擁護するに最も肝要なることは之を不分割的に世襲せしむること。是なる可し。知行にして分割せらるゝときは splendor familiae を保つに由なく。又た武士の經濟を維持する能はざる可し。而して武士生計の根據の不分割的世襲を保障するには生前に於て (*inter vivos*) 之を壯年の相續者に讓渡することの希はしきは獨逸農民の農民田に於けると粗ぼ同様なりしものとの考ふる必ずしも不當にあらざる可し。我邦に於て云ふ家督とは此くの如き *Prastationsfähigkeit* の負擔者たる知行即ち經濟上にて云へば武士財産を云ふものにして所謂 *Hausherrschaft* を指すにあらずと信ず。

此點中田博士論文(前掲第七號一〇五頁)に詳かに論じあり曰く「家督なるものは家長權にもあらず家名にもあらず家祿の知行の意なり云々」此點より云へば我邦武士の隠居制度も獨逸農民の隠居制度も之より一般の原則を打立つる材料たり能はざると共に其特殊經濟的事情を粗ぼ同一に有するものと認め得可きなり。唯異なる所は獨逸農民の *Prastationsfähigkeit* は貢租又は夫役 (*knechtische Dienste*) の如き經濟的要件によりて代表せられ我邦武士の其は *ritterliche Dienste* (必ずしも軍役其他體力を要することに限らず) によりて代表せらるゝこと。是なり。經濟上生活の保障を確保することが根本にして優者若くは家族制度の維持の意味は決して主たる動機たらざるに至ては兩者共に分つ所なく必竟武士其人農民其人の爲めに隱居制度が維持せらるゝより寧ろ領主の利益の爲めに存したるものなり。此點は思ふに著者の贊同を得難き主要點の一たる可し。著者にして拙考必ずしも一顧の値なきにわらずとして予を教へらるゝこと。あらば予は予の有する貧弱なる材料の許す限りに於て再論を試むることある可し。今は唯此一條を擧ぐるに止む。隱居の將來に關する著者の論は此點よりして著しく修正を要するものと信ず。隱居は家族制度の維持に必然的に伴ふものにあらず。而して予は我邦の家督相續制度なるものは異日全廢す可く隱居制度も亦全廢す可きものなりと考ふ此事は稿を改めて論ぜんとする。

十一 養老金制度と生存權の認承

論じて茲に到り予は著者が第二版に於て最も多く力を用ゐたる社會政策の範圍に入り今日現在并に將來に於ける著者の所謂優老の法制に論及するの必要を感ずるものなり。著者曰く『老人に對する社會思想の變化は反射して竟に其影響を法制に及ぼせり。中略泰西諸國に於ける個人制社會に於ては勞働者其他自己の勤勞に依りて日常生活の資料を得る者は老衰勤勞に耐へざるに至るときは忽ち生活の途を失ひ飢餓に迫るに至る可きは必然の結果なり。殊に近年に於ける工業の進歩は著しく老貧者の數を増すに至りたるを以て社會國家は是等自活力を失ひたる同胞を如何にすべきかの問題を生じ竟に養老金法、老齡保險法の如き社會政策的立法を觀るに至り或は社會は其成員の老人にして自活の能力を失ひたる者を扶養する義務あり老人は社會より扶養を受くる權利ありとする者あるに至れり。故に老人優遇に關する法制に二種あり其一是貴老尙齒の禮教に基きたるものにして其二是社會政策に基きたるものなり。前者に屬する立法は文化中級以上の國に於ては多少其跡を觀ざることなく殊に極東に於ては最も整備したりと

雖も後者に屬する立法は最近に至り始めて泰西諸國に於て之を觀るに至りたるものなり』五六四・五頁。而して著者は六百二十二頁より六百九十四頁に涉り極めて詳細叮嚀に養老期金に就て記述し論評したり予は社會政策の研究者として養老期金制度が我邦に於て始めて斯く系統的に紹介せられたること而も其が單に法制の紹介たるに止まらず一の大なる法理哲學の著作たる隱居論の終篇として其性質を闡明するに最も適當の地位を與へられ深き諒解と懇なる取扱の對象とせられたるに對し厚き感謝の念を起すことを禁じ得ざるものなり。社會政策を専攻する我等却て法理哲學者たる著者に先鞭を着けられたるは勿論養老期金其ものゝ本質に就て斯くまで徹底したる論斷を與られたることは一は吾人過去の怠慢を鞭撻し一は吾人將來の研究を刺戟する所以たらざるばあらず。

著者は先づ養老期金の制度が未曾有の新制度なる所以を説き之を飛行機・ラヂウム・自動車に譬へ而して食老俗の反對極に在るものなりと論じ續いて此制度の原因・基礎・種類・一千九百八年養老期金法の概要・養老期金受領者・同金額・適齡・負擔・諸國の同制度概要等を紹介し之に結論として著者獨得の見解に成る老人權の承認

なる一項を添へたり。著者乃ち謂らく「泰西に於ける養老年金制度は東洋諸國に於ける隠居制と其性質を同うするものにして、期金受領者は即ち個人制社會に於ける隠居者なり、略家族制社會に於ては老衰事に堪へざる者は退隱して家に養はれ個人制社會に於ては老衰事に堪へざる者は退隱して國に養はる。晋の王康琚詩あり曰く小隱隱陵藪、大隱隱朝市と我輩は云はんとす。東隱は家に隠れ、西隱は國に隠る。と。經國濟民の士今にして慮る所莫くんば、又東隱にして國に隠るの時に至るなきを、保せんや。」^{九頁}六八八、と。即ち著者は社會政策の養老期金制度を以て、隠居制度の延長又は代替物と看做すものなり。今之を嚴密に云へば、此對照は必ずしも妥當なりと云ふ可からず。泰西と云ふも獨佛塊には現に農民隠居の事實あり而して養老年金制度の最も完備せる英國は、隠居制度なるものを存せざりし國なり。東隱家に隠れ西隱國に隠るてふ造語は事實を其儘に言表はすものとして、は受け納るること能はず。然れども斯くの如きは所謂揚足取の類にして、予の主張せんことを欲する所にあらず。一の警語として、著者の造語は要を得たることをこそ認む可きなれ。予の指摘せんと欲することは、今少しく根本的なるなり。即ち今日の養老期金の制

度と昔日の隠居制度とを共に一の優老の法制と認むるの妥當なりや否や是なり。隠居の制度は事實として必ずしも優老の風俗と云ふ可からざることは既に述べたり。今養老期金制度は果して單に優老の法制として之を見る可きや否や其性質は此意味に於て著者の解説に従ふ隠居制度と全然同じきものなりや否や是れ予の大に疑問とする所なり。

予は此問題を主として經濟上より考へんと欲す。先第一に指摘す可き東洋の隠居も西洋の隠居も共に有産者階級のみに就て云ふこと之れなり。武士は知行を有し農民は田地を有す之を維持し殊に之を不分割的世襲状態に於て維持すること。が隠居制度の經濟上の主たるレゾン・デートルなり。知行なく田地なく即ち何等の財産なき家又は人に就ては東西洋共に隠居制度の無意味なること。家督相續制度の無意味なるに同じ。法律上に於ては何等の家産なきも家督相續あり隠居ありと認む可し。雖も事實上經濟上其は單に形式たるに止り寸毫も其理由あることなし。之に反し養老期金を受くるものは原則として無資産者なり、心身の勞役によりて壯時生計を維持し來り最早之に堪ゆる能はずして別に所得の生ず可き財産

を有せざる労働者こそ此期金を受くるものなり即ち經濟上の二大對抗階級——
 此以上の「ゲングンザツ」のあり得可からざる——の彼と此とに就て存する別々
 の制度なり著者は法律形式の方面のみに着眼し實際上此以上の對立の考へ得可
 加らざる這箇の二階級の差別を全然無視したり予は經濟生活の研究として著者
 の此の無差別觀に對し最も強硬に異議を申立てざる能はず思ふに著者の聰明に
 して而も他人の言を容るゝに甚だ宏量なる此一條は必ず予が言を以て大に理あ
 りと認めらるゝならん然らば著者立論の要旨は茲に著しき變更を要すること
 なる可きや必せり果して然らば昔日又は東洋の隠居と西洋社會政策の養老期金
 とを同一性質のものなりとする著者の斷案は之を改修するを要す可しと信ず昔
 日に於て又は東洋に於ては有産者が國家法制の主たる客體たり二十世紀の西洋
 に於ては其反對極に著者の巧なる造語を借る無産者プロレタリア労働者が社會
 法制の最中心客體たる事實は此一事に於て明確に看取することを得可くして是
 れ實に著者の所謂未曾有の變革としてラヂウム飛行機自動車に比當す可きもの
 ならずんばあらず而して此大勢は更らに他の一事によりて強く言表はさる何ぞ

や他なし隠居制度の對象は家長たり戸主たり經濟主體たる老者のみ家長たらず
 戸主たらず經濟主體たらずるものは寸毫も預る所なく又た多數の場合に於て老
 婦は全然考慮の外に置かるの戸主たり家族たる老婦の隠居することとは勿論なれども我邦
 然るに今日の養老期金制度の恩澤を蒙るものは凡ての老男凡ての老女なり其家
 長たると家族たると主體たるとたらずるを問はざるなり是れ豈に重大なる相違
 として吾人が必ず記憶す可き一事にあらざるなきを得んや 隠居は武士・農民即ち
 に行はれ養老期金は主として工業労働者に適用せらる而して以上二箇の重大なる相違
 るゝことも經濟上より見れば大なる差違なりとす 是れ以上二箇の重大なる相違
 は隠居の制と養老期金の制とは之を産み出したる經濟上事實上の事情全然別性
 質のものなるを示して餘あるものにあらざるか隠居の制に於て老者を優遇する必
 要は寧ろ表面上形式的に止り實は領主の利益の爲めに設定せられたるものにして
 彼の末子相續が *Untertan* の表徴なると均しく *Untertan* の状態に相伴ふものにし
 て老者を憐み又は之を尊重する優しさ情緒を示すよりも寧ろ當時の農民が如何
 に人格を無視せられ如何に自由を奪はれ如何に領主の道具視せられたるかを表
 現するものなり然るに今日の養老期金制度は全く正反對なる時代精神の産み出

す所にして著者の云へる如く老衰を恤むの意に出でたるものにあらず老人の權利を認め(略)單に社會の一員たるが爲め其社會に向つて我に「パン」を與へよと叫ぶ權利』を與ふるものなり單に優待厚遇と云ふが如き基礎の薄弱なる道德的情緒に基くものにあらず社會は一の義務として老人の生存を確保するを要すと認むるに到れるなり是れ豈に昔日の——又我邦の——隱居制度と同性質のものならんや其差實に天地霄壤も雷ならざるにあらずや貧にして且つ老ひ而も何等財産の儲余なく一身一家の計を立て能はざるものに至るまで社會は其生存の權を認むと云ふは封建社會に在つては到底夢想だもし得ざる雄大高潔の精神より出づるものなり而して是れ實に今日の社會政策國家の根柢を形くる處の大主義なり人文の變革豈に之に勝るものあらんや。

此くの如き大變化が單に優老の法制又は手段の一階段と看做さるゝことは社會政策のまさに耻づる所ならん而して經濟史の事實は明かに吾人に教へて此くの如き見解の到底執る可きにあらざるを示めすものゝ如し今日の養老金制度は隱居制度と何等の關係を有せず何等の有機的一致を有せず全く別途の發展を經

過し來れるものなり即ち其根源は十八世紀に於て明かに成語せられ主張せられたる生存權 *Droit à l'existence; Right to support or to subsistence; Recht auf Existenz* 續經濟學研究

『生存權一並に人口法則と生存權マルサス對ア』に在るなり生存權・勞働權・勞働全收權は三大社會權とも稱す可きものにして勞働權の主張は一轉して勞働全收權となり再轉して生存權の主張となりたることは予既に久しき以前より屢々論説したる所なり 經濟大辭書拙文「勞働權」并「勞働全收權」を前掲計所掲の二文と併せ見られたし 人の世に處する財産の運用と勞働との二を措いて生存を維持する手段あることなく財産を所有せざるものは勞働によりて活くるの一法あるのみ然るに何等の固有財産なく單純に勞働のみによりて生活せんとするものは自ら其勞働を直ちに自己生活資料の獲得に向くを得ず其勞働を他人に賣りて(勞働の給付又は勤勞)其得る所の代價を以て生活資料を購ふの一途を存するのみ然るに其勞働の販賣は必ずしも常に恰當の買手を見出すを保するを得ず於茲勞働能力あり又た勞働の意思を有するものにして猶之を以て一身の計を立つる能はざるもの生ず從て勞働權の要求起れり勞働の能力なく意思なきものの飢に倒るは自業自得なりと譁むるも現に其能力と意思

あるものにして同一運命に陥るは不當なり。國家は此の如きものに勞働販賣の機會を與ふ可き義務を有す此くの如き勞働者は國家に對して勞働權 *Droit au travail* Right to labour (work), *Recht auf Arbeit* を有すと是れ勞働權の主張なり。十八世紀に於て既に此要求あり十九世紀に入り佛國に於ては千八百四十八年の假政府宣言に於て明かに此の權利を公認したり。即ち左の如し。

Proclamation par laquelle le Gouvernement provisoire s'engage à fournir du travail à tous les citoyens. Paris, 25 février 1848

Le s. p. d. l. République fr.

S'engage à garantir l'existence de l'ouvrier par le travail;

Il s'engage à garantir du travail à tous les citoyens;

(以下略)

而して政府は此義務を履行する爲めに *Ateliers nationaux* (國營工場) を設けんとして先づ巴里に一工場を開きたれども創立後若干日にして實行不可能の爲め閉鎖したり。近來に至りては英國に於て *Right to work* を主張する論者少からず近來勞働權のことな宮崎博士祝賀論集に 然れども主張の上に於て更らに有力なるは『勞働全收

權』 *Droit au produit intégral du travail; right to the whole produce of labour; Recht auf den vollen*

Arbeitsertag 論なり。其要は勞働者に勞働權を要求するにあらざるも既に勞働に従事する者には其勞働の産物を全部回収することを認む可しと云ふなり。科學的社會主義の主張の中心は實に此主張に在りマルクスの餘剩價值論の本體は此權利を經濟理法の上に於て立證したるものなり。然るに其實行は今日の社會成立の根本主義を打破することなくしては不可能なり。於茲生存權の主張起る苟くも社會の一員として生を享くる限り其人は生存の權を有す國家・社會は之を認むるを要すと云ふ是なり。生存權は社會權中の社會權なり。新社會の最根本的要求なり。アン・ト・メンガー先生の『新國家學』二篇實に此生存權主張の上に築かるゝ一大綱領たり。近來ポツバール・リンコイス氏は *Allgemeine Nährpflicht als Lösung der sozialen Frage* (*Dresden 1912*) なる八百有餘頁の大冊を著して更らに此主張を學理的に建設したり。

穂積博士が社會權成語の例としてウーゴナンのみをおける不可なる所以茲に於て讀者の諒解する所たる可し
穂積博士が養老年金の新制を以て社會權認承の第一着歩なりとする説は先年法理學研究會に於て公けにせられたる所にして當時桑田博士等の異論ありたる

由なれども予は其當時より桑田博士等が傳來の社會政策の說にのみ拘泥して穂積博士這箇の一大新說に對し十分の諒解を爲し能はざるを甚だ惜み穂積博士の論は市井腐儒の陋見を根本より打破る卓見なることを繰返し公言せり。大坂、京都、神戶、水戸、仙臺に於ける慶應義塾巡回講演に於て、又た前掲拙文『生存権』に於て、又た慶應義塾に於ける予が講演に於て、隠居論第二版を讀みて予が當時の見解の寸毫も誤らざることを確め得たり。隠居論七百二十四頁其全體を通じて悉く予が推服し能はざる論說のみを満載すと假定するも此社會權に關する一節のみを以て予は猶此書を本邦學問の一大産物なりと評するを辭せざるものなり。殊に左の一節に至つては其一語其一句予は全然唱和を惜まず。

老○の○至○る○は○其○者○の○罪○に○あ○ら○ざ○る○な○り○。○社○會○の○一○員○が○自○然○の○經○過○に○因○る○生○理○上○の○衰○弱○の○爲○め○に○自○活○力○を○失○ふ○に○至○り○た○る○と○き○其○社○會○に○向○つ○て○生○活○の○資○料○の○給○付○を○要○求○す○る○こ○と○を○得○る○は○社○會○の○性○質○よ○り○來○る○權○利○な○り○。○社○會○は○無○組○織○な○る○人○類○の○群○集○に○非○ず○組○織○あ○り○目○的○あ○る○一○體○な○る○を○以○て○其○全○體○は○其○一○部○を○支○へ○其○一○部○は○其○全○體○を○支○へ○て○以○て○始○め○て○其○存○在○を○完○う○す○べ○き○も○の○た○り○。○社○會○の

目的は共同生活に依りて共通の幸福を得其種族の維持發展を爲すに在るを以て其構成分子たる各員の存在を完からしむるは即ち社會の目的の一部なり。故に老人の權利は報酬として之を取得するものに非ずして社會組織の必要上より生じたるものと云はざる可らず。四六九三

予は此一節を名けて一の大きな sozialphilosophisches Evangelium と云はんと欲す。而して著者が廣汎なる社會哲學、社會進化論の立場より、法律生活を觀察することの如何に seligmachend なるかは、其斯くの如き結論に到達したるによりて一切の疑團を超越す。果實によりて其樹を知る、條文の解釋法典の講述を全生命とするが如き世にも猶思想の高調斯くの點にまで騰る。予は寧ろ驚異の感を惹起さざるを得ず。工場法や労働保險に社會政策の能事盡くと爲すが如き吾人經濟學徒は實は社會政策の賊たるやも斗られず。予は斯く確信するものなるが故に著者が這箇社會權は老人權なる遺照の思想を優老の法制の延長と見たること一層痛切に惜まざるを得ざるものなり。何故著者は更に一段徹底して生存権の論に論及することを得ざりしや、著者は其 Liebingsstere に囚はれたり。優老の習俗に束縛せられたり。更ら

に食・棄・殺老云々の進化階段説の爲めに累を受けたり。即ち予が前節に於て著者が
グロムより發足したることは一面に於て著しく其研究に害を被れる所以なりと
斷じたる所以實に此に在るなり。實際事實の考證と *vorgreifend* なる進化的考察と
二個の兩立し難き立場に立てりと公言したる所以實に此に在り矣。

生存權なる社會權の認承は進歩の高頂に立つ國にして始めて之を爲し得可し
英國即ち此なり。然れども英國と雖も今直ちに社會の全員に向て均しく生存權を
認むる程に進歩したるにあらず。乃ち其先づ必要の最大なるものよりして順次に
之を認承し行くに止まる。必要の最大なるは幼者と老者なり。而して幼者と老者と
は其事情大に異なる。幼者には父母又は其一存するを原則とす。父母何れも存せざ
るものに就ては英國以外の諸國と雖も古き時代より孤兒保育の機關あり。而して
幼者は事實上の扶養を要すること先づ急にして一の社會權たる生存權の認承は
比較的差迫り居らず。父母又は其一存する限り事實として幼者は生存の保障を有
するを原則とす。尤も父母にして幼者を遺棄し又は虐待するもの必すも絶無にあ
らず。米國等には特に之を防止する爲めに婦人警官を置きて疑はしき家庭を巡察

せしむる制度ありと聞けり。我邦には未だ此種の設備なく殊に幼者誘拐・幼工虐使
の事實屢々之あり。予は彼の角兵衛獅子なるものを途上に見る毎に潜かに袖を濡
らすを禁ずる能はず。鼓聲を遠くに聞くとときは特に路を迂回すること二十年來の
常癖を爲せり。而してアントン・メンガー先生の力説せられたる彼の乳母の制度に
は甚しき暗黒面の伴ふを感ず。自己の生兒は之を他人に託し彼が當然の權利を有
する母乳を主家の阿息阿嬢に販ぐ乳母の制なるものは人間の本性を根本より破
壞する所の惡業たらずや。嬰兒の生存權は一に母乳に存す。獸類に在つては自然の
必要己まざるに先ち之を權利者より奪去る所の社會制度あるなし。然るに萬物の
蠱長と稱する人間社會にありは人事の曲折人情の浮薄其他餘義なき理由よりし
て嬰兒より其唯一の生活の本源を奪掠すること屢々之れあり。故にメンガー先生
は母は凡て其生兒を哺乳する義務ありとす。可く犯す者に重罰を課す可しと主張
せり。此くの如き失權嬰兒も父存して適當の代人又は代用物を與ふる限り生存す
ることを得可しと雖も父無きか又は父が無力無産にして此義務を履行し能はざ
るときは或は路傍に遺棄せられ或は鬼婆の手に交付せられ時としては父子相擁

して飢に斃れ水に投ず。日々の新聞紙は甚だ豊富に此種材料を吾人に呈示す。人世の悲惨豈に之に過ぐるものあらんや。思ふに隠居論の著者は予の此見解に全部の賛同を惜まざるものなる可し。何となれば著者は云へり「況んや本邦の如き存留養親の法規既に亡しと雖も家族制度仍ほ保存する社會に於ては執法者は倍々其精神を擴張し養親の親を尊屬親に限らずして扶養教育を要する幼者に及ぼし」五九七頁云々と。

幼者に次て生存權認承の急なるは老者なり英國は實に此老者に就て社會權を認承したるものなること著者の公言する所斷じて争を容るゝを許さず。幼者に就ては法制の上にて未だ此くの如くならずと雖も思ふに他日何等かの形に於て此問題を事實上の處理にのみ一任せず法制上に於ても明かに認承するに至るならん而して幼者と老者と其生存の權利は報酬の主義に基くにわらざることを實に著者の明快に斷定せるが如し。老者に就ては壯時社會に貢献したることが老後扶養を受く可き理由たりとの論は一見 *naheliegend* にして又た *plausibel* なり。淺薄なる觀察者或は爾かく思ふなる可し是れ斷じて謬見なり。若し此見解を執るときは幼

者には其權を認めざる可し。而して又たマルサスの人口法則によりて言表はされたる人口淘汰の理法は輕々しく此種論者の藉口する所となる可し。生存權と人口淘汰の原則とは理論上に於ては未だ直立し得ず。淘汰は自然の大勢なり然るに生存權を認承して不適者不能者を強て淘汰より免れしめんとするは自然の大則に逆行するものなりとの『パードックス』は今日に於て予も亦之を打破す可き論據を見出す能はず。アルベルト・ランゲの労働問題ヘルツカの社會問題然れども人間の活事實は理論研究に先て進む今や英國に於て老人生存權の認承あり吾人は此實際事實に就て更らに向後の推究を期せざる可からず。是れ現在に於ける經濟學の最大任務たり社會政策の最重宿題たりとす。而して今隠居論に於て著者が全然別途の研究より這箇の重大問題に到達するに會ふ昇る道異にして達する項點は同じ學者としての會心事豈に之に超ゆるものあらんや。是れ予が専門以外の本書に就て敢て自ら揣らす遼東の豕たるを覺悟して此の冗長なる一文を草する所以なり。立論杜撰行文蕪雜著者の怒を購ふもの一再にして止まらざる可し。唯だ學問の研究には師なく弟なく長なく幼なし。予は殊更らに著者に對しては一切の敬

語を省略し忌憚なく斟酌なく予の言はんと欲する凡てを卒直に筆録し得たり。著者一讀過孺子教ゆ可しと爲さば希くは叱正の勞を惜むこと勿れ。此一事を至囑して茲に擲筆す。

追白 隠居論の書問題を揭示する極めて多く予が本文に論ずる所は僅かに巻頭并に巻尾の數章に止る。他日若し推考の熱する時あらば爾余の問題に就ても亦た論説することある可し。序に申す、穂積博士は本論連載中屢手書を予に賜ひ懇篤に注意し優渥に奨勵せられたり。特に記して重ねて深謝の意を表明し併せて初めに隠居論の書に予が注意を催されたる河上博士の厚意を謝す。

(四年九月八日記す)

歐洲戰爭と植民地問題

堀切善兵衛

戰爭は或意味より云へば有らゆる社會組織及國家制度の試金石なりと云ふを得可し。何程高遠な理想に原きたる制度組織なりと雖も今日の實際世界に於て一旦緩急あるの時外部よりの一撃に由りて土崩瓦解し去るが如きものなるに於ては決して推奨す可きものに非ず。況んや後進國に於て採りて以て其範と爲すに足らざる也。

植民地は如何に之を統治す可きか。本國と植民地との關係は如何にす可きや。植民地に於ける原住民は如何に之を取扱ふ可きか。植民地に於ける兵役問題は如何に之を處分す可きや等の點に關しては今日に至るまで植民政策の研究者に取りて最も重要な點として認められ、各國の學者政治家等に依りて熱心に研究せら